

『玉掛け技能講習』のご案内

玉掛け作業は、使用するクレーン、移動式クレーン及びデリックのつり上げ荷重又は揚貨装置の制限荷重に応じて法令で定める資格を有する者でなければ当該業務を行ってはならないと定められています。つり上げ荷重又は制限荷重が1トン以上のクレーン等を使用する玉掛け作業に従事するためには、玉掛け技能講習を修了した資格を持っていることが必要です。

当協会では、玉掛け作業における労働災害防止を図るため、当該作業の基本的な知識・技能を身につけて頂くことを目的に下記のとおり講習会を開催致します。

1. 実施日

回	日 程	回	日 程
第1回	2024年 6月12日～14日（水～金）		
第2回	2025年 1月 9日～11日（木～土）		

2. 会場

学科：第1回 コンプレート西小倉 B1F（小倉北区大門2-1-8：JR西小倉駅前）

第2回 福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場（北九州市戸畑区中原46-1）

実技：福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場（北九州市戸畑区中原46-1）

3. 講習内容

	科 目	時 間	
1日目	クレーン等に関する知識	1時間	8:45～
	クレーン等の玉掛けの方法	4時間	
	関係法令	1時間	
2日目	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3時間	8:30～
	クレーン等の玉掛けの方法	3時間	
3日目	クレーン等の運転のための合図	1時間	8:00～
	クレーン等の玉掛け	6時間	

※上記内容のほかに、2日目に学科試験、3日目に実技試験があります。

4. 受講料・テキスト代（消費税10%を含む）

（単位：円）

受講区分		講習時間	受講料	テキスト代	合計
A	クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、揚貨装置運転士免許を受けた者。床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	15時間	税込み 19,800 （税抜き 18,000）	税込み 1,705 （税抜き 1,550）	税込み 21,505 （税抜き 19,550）
B	上記以外（全科目受講）の方	19時間	税込み 24,200 （税抜き 22,000）		税込み 25,905 （税抜き 23,550）

5. 免除科目

上記、受講区分A（受講時間15時間）の免除科目は、
「クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識」3時間、
「クレーン等の運転のための合図」1時間となります。

6. 受講資格：年齢 満18歳以上

7. 申込み方法及び受講料等のお支払いについて

※受講申込み前に必ず講習会の空き状況を事務局までお問い合わせください。

事務局：八幡労働基準協会

住 所：〒805-0058 北九州市八幡東区前田 1520-16

ミドリ安全北九州(株)2階

TEL：093-661-5288 FAX：093-661-5299

申込手順の詳細については、八幡労働基準協会ホームページに掲載の

「技能講習 受講申込方法（No.1～8）」に記載していますので、そちらを必ずご確認の上、手順に従って、申し込みください。

なお、キャンセル発生時には、キャンセル料を頂きますので、ご了承ください。